

広島県告示第三百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十二年四月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年四月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次高野線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市三次町一〇六六番一地从から 三次市西河内町五二二番一地从まで 三次市十日市中二丁目一五九九番一地从から 三次市西河内町五二二番一地从まで		六・九〇〇三 〇・二〇	六・九〇〇三 七・〇〇	三、四七〇・ 五〇	路線延伸 一般国道一八 三号及び一般 国道三七五号 と一部重複